

懸念課題に関するの補足説明資料

SAICMの新規政策課題とその他の懸念される課題

□ 概要

- SAICMの包括的方針戦略に掲げる国際化学物質管理会議（ICCM）の機能の一つに、**新規政策課題（EPIs : Emerging Policy Issues）に適切なアクションを講じる**よう求めることがある。これまでのICCMでは以下がEPIsとして位置付けられ、さらに**その他の懸念される課題（issues of concern）**も特定。

新規政策課題

- 塗料中鉛
- 製品中化学物質
- 電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質
- ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料
- 内分泌かく乱作用を有する化学物質
- 環境残留性のある医薬汚染物質

その他の懸念される課題

- ペルフルオロ化合物の管理と安全な代替物質への移行
- 毒性の高い農薬

IOMCによるEPIsとその他の懸念される課題に関する取組と進捗状況の報告

□ 化学物質の適正管理のための国際機関間プログラム(IOMC)の概要

- 化学物質の適正管理を促進するための国際的な調整団体として1995年に設立。化学物質と廃棄物のライフサイクル管理を達成するための世界的な協調行動を通じて、持続可能な未来の形成を目指す。
- UNEPのほか、FAO、ILO、OECD、BRS条約、UNDP、UNIDO、UNITAR、WHOの9つの国際組織がIOMCのメンバーとなっている。



出典：WHOウェブサイト

□ IOMCによるEPIsとIOCに関する取組と進捗状況の報告

- EPIsとその他の懸念課題に対応するための取組をリードしているIOMCのメンバー組織から、**Global Framework on Chemicals**におけるEPIsとその他の懸念課題の取り扱いの検討に資する情報として、ICCM5（2023年9月）に向けて、これまでの取組や進捗状況を提出した文書。

※次頁以降に当該文書（SAICM/ICCM.5.INF/16）の概要を整理



出典：SAICM/ICCM.5/INF/16

各課題への対応状況：塗料中鉛（提出主体：WHO、UNEP）

出典：SAICM/ICCM.5.INF/16

□ 取組状況

- こどもの塗料中鉛由来の鉛ばく露と職業ばく露の最小化のため、WHOとUNEPが「塗料中鉛の削減のための世界アライアンス（Global Alliance to Eliminate Lead Paint）」を設置し、各国による対応を支援。
- EPIsへの対応の一環として、地球環境ファシリティ（GEF）の資金援助で、40か国で関連法令整備を支援。

□ 進捗状況

- 2022年時点で、93か国が塗料中鉛に関する拘束力のある法令等を整備。73か国が未整備であるが、31か国に進展あり。アライアンスの2023年ターゲットは100か国での法令整備であり、2023年以降のターゲットは2024年に設定予定。
- アライアンスへの活動にコミットする塗料企業の数にはさらに増加させる必要があるが、2023年3月時点で25の塗料企業のパートナーがアライアンス内に存在。

□ まとめと今後

- 多大な進展が見られるが、法令整備が進んでいない国も実在。政策的優先度の未確保、中小企業のノウハウ不足なども課題。UNEPとWHOは引き続き国内アクションの促進において役割があるが、その上でも塗料中鉛に関する世界的な重要性を認識し、必要な機運を高める必要がある。G7でも対応が検討中。

各課題への対応状況：製品中化学物質（提出主体：UNEP）

出典：SAICM/ICCM.5.INF/16

□ 取組状況（既存のプロジェクト）

- GEFのSAICM支援プロジェクトにおいて、政府やバリューチェーンのアクター向けに関連ツールやガイダンスを策定。

□ 取組状況（ステークホルダーからの報告）

- 建設部門：建設部門における懸念化学物質と代替物質に関する報告書を発行。LCAの観点から建設製品中の化学物質を評価するためのUSEtox（化学物質の人体及び生態系への影響を評価するためのもの）に基づくモデルを開発。また、持続可能な公共調達と建設製品分野におけるエコイノベーションのためのガイダンスやグリーンモーゲージの設定に関する銀行向けガイド等も発行
- 電子部門：エレクトロニクスのライフサイクルマネジメントに関する地域研究を実施。エコラベルによる適法証明書の課題への対処に関する分析や提言等を実施。
- 玩具部門：玩具業界における規制と遵守を支援するツールキットを開発。低・中所得国における玩具の安全政策と規制をレビューした報告書を発行。

□ 取組状況（その他の事項）

- UNEPはGreen and Sustainable Chemistry Manualsを発行。建築・建設部門で当該マニュアルの適用に向けた取組も実施中。

各課題への対応状況：ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料（提出主体：OECD、UNITAR）

出典：SAICM/ICCM.5.INF/16

□ 取組状況

UNITAR

- ナノ材料の安全性に関するオンラインコース（新版）の作成。
- ナノ廃棄物管理における意識と行動の必要性に関する学術論文を発表。

OECD

- 製造されたナノマテリアルと先端材料の人の健康と環境安全性の国際協力を推進するための勧告を採択。
- OECDの工業ナノ材料作業部会では、これらがもたらす課題の予測目標を掲げ、さらにデータの相互受入りに資する調和された試験ガイドラインの作成（粒子径と粒度分布、溶解度、凝集等）も実施。
- 2022年にリスク評価のための「製造ナノ材料のリスク評価に関する重要課題」という文書を更新。
- IOMCのパートナーとの協調の下、情報交換の継続を促進。

WHO及びILO

- 特定の化学物質のナノフォームについて国際化学物質安全性カードを試行的に作成。

□ 今後の対応（UNITARの提案）

- 製造されたナノ材料とナノテクノロジーに関する活動（国内政策策定支援、地域WS、地域ネットワークへの関与）の継続と、「国内ナノ技術政策とプログラム」というガイダンス文書の更新。

各課題への対応状況：ペルフルオロ化合物の管理と安全な代替への移行（提出主体：OECD）

出典：SAICM/ICCM.5.INF/16

□ 取組状況

- 2012年にOECD/UNEP Global PFC Groupを設置し、関連活動を実施。
- 2021年にPFASの定義の見直し、用語の使い方、PFASの特徴化等に関するガイダンス文書である「PFAS 関連用語の統一：勧告とガイダンス」を公表。
- 専門家ではないステークホルダー向けの主要なPFAS15種に関するファクトカードも作成。
- 2022年に側鎖フッ素化ポリマーの報告書も作成。これらの状況を整理し、知識・データギャップを特定。
- PFASの代替物に関する商用利用可能性や市場トレンドに関する情報整理等も実施。
 - 食品包装（紙、板紙）におけるPFASと代替；商用利用可能性と現在の使用、有害特性
 - コーティング、塗料、ワニスにおけるPFASと代替；商用利用可能性と現在の使用
- 各国によるPFASによるリスク削減イニシアティブの情報をOECDのウェブポータルに掲載。また、関連するウェビナーも定期的開催。

各課題への対応状況：毒性の高い農薬（提出主体：FAO、UNEP、WHO）

出典：SAICM/ICCM.5.INF/16

□ 取組状況

- 特に2019年～2022年は毒性の高い農薬（HHPs）によるリスクと影響削減に焦点を置いた意識啓発、ガバナンスや技術能力強化、代替物の推進等を実施。
 - 毒性に応じた農薬分類に関するWHO勧告の更新
 - HHPs由来の自殺予防のための農薬の登録者や規制当局へのガイダンスの提供
 - 疾病負荷の推計結果の見直し：農薬（主にHHPs）による自傷行為で年間137,000人が死亡（全世界の自殺死亡者数の20%に相当） 他
- 昆明モンリオール生物多様性枠組みでは、農薬及び有害化学物質からのリスク削減に関する指標を設定。
- FAOはHHPsに取り組むための国家・地域プログラムを65か国で実施。UNEPはGEFの資金でマラリア対策としてのDDTの代替を実装。

□ まとめと今後

- 複数の地域で有害性対応に進展があるが、HHPsは低中所得で広く普及しており懸念となっている。
- 規制的能力の不足、代替物の適用の欠如、包括的なアプローチの欠如、不適切な世界レベルのガバナンスの調整が課題。明確な目的と実施メカニズムを備えた包括的なアプローチが必要であり、規制・技術支援のための世界レベルでのメカニズムを設置すべき。

各課題への対応状況：内分泌かく乱作用化学物質（提出主体：OECD、UNEP、WHO）

出典：SAICM/ICCM.5.INF/16

□ OECDの報告

- 内分泌かく乱作用を有する化学物質（EDCs）の試験・評価方法の標準化を実施中。2019年以降は、エストロゲンとアンドロゲンの経路を試験するためのガイドラインを公表し、人の検討に関する試験ガイドラインも更新。
- 2022年に甲状腺破壊試験法に関する専門家グループを設立し、個々の試験法の妥当性と試験ガイドラインの作成状況を評価。評価報告書はOECDが報告。

□ UNEPの報告

- 2013年にWHOと共に「EDCsの科学に関する現況」という報告書を公表。
- 2022年のUNEA5で当該報告書の更新が要請。2016年にはUNEPのEDCs助言グループと協力して、EDCsの概要に関する3種類の報告書の作成に着手し、ウェブサイトで公開。

□ WHOの報告

- 「EDCsの科学に関する現況」の更新に際して、EDCsの健康影響の根拠に関するマッピング作業を実施し、主な健康影響と化学物質の分類について、2012年の報告書と定性的に比較。なお、過去10年でEDCsに関する研究調査は2倍以上増加。

各課題への対応状況：環境残留性のある医薬汚染物質（提出主体：OECD、UNEP）

出典：SAICM/ICCM.5.INF/16

□ 取組状況

- 2019年にOECDは「淡水における医薬残渣」という報告書を公開。これは環境中の医薬残渣の理解を深め、国際連携と説明責任を果たし、予防・改善の政策行動を求めるもの。
- 2022年にはOECDが「家庭医薬ごみ管理」という報告書を公開。
- 2023年にUNEPは環境残留性のある医薬汚染物質（EPPPs）による問題の大きさ、要因、知識ギャップ、対応戦略及び実践的な対応策を整理。さらにUNEPは未使用医薬品の廃棄、EPPPsのニーズと条件、調達に関するdiscussion paperを作成。
- 2022年からは、EPPPsに対応するためのSAICMの枠組みにおけるプロジェクトが実施。製造からの排水や医薬品の処分に関するガイダンス文書を作成するほか、UNEPからは低中所得国におけるライフサイクルアプローチに関するガイダンス等が提供される。
- そのほか、意識啓発や情報共有及び国内レベルでの政策や行動等に向けた、世界レベルでの議論も進められている。また、未使用医薬品の安全な廃棄に関する能力形成や、コミュニケーション関連資材（ビデオ、ウェブサイト等）の作成も進められている。

Global Frameworks on Chemicalsにおける懸念事項（Issues of Concern）の取り扱い

定義

「一般に認識されておらず、十分に対応されておらず、又は現在の科学的情報から潜在的な懸念になるもの、及び人の健康や環境に悪影響を及ぼし得るもの」

推薦・選定・ 採択プロセス

- 懸念事項として推薦するために、付属書Iに掲げる情報を提出。
- 事務局が推薦をレビューし、全ての関係主体に回覧。
- GFC会議は、
 - 決議で選定・採択。複数の提案がある場合は、人と環境保護の観点で最も重要な懸念事項を優先。
 - 各懸念事項について、臨時マルチステークホルダー部会を設置。
 - 提出情報を踏まえ、具体的な活動やアクション及びタイムラインを特定し、臨時マルチステークホルダーでの検討を提言。
- 臨時マルチステークホルダー部会は、
 - 作業計画（各懸念事項のターゲットや指標を含む）を策定・精査し、その実施を奨励。
 - 実施に向けて関連機関と調整 他。

実施支援 メカニズム

- 臨時マルチステークホルダー部会は、進捗のモニタリングと報告を管轄し、作業計画の実施を奨励。
- GFC会議で、懸念事項について更なる作業の必要性や作業の完了を決定。

Global Frameworks on Chemicalsにおける懸念事項（Issues of Concern）の取り扱い

□ 懸念事項の採択プロセス



① 「提案の提出」において提出する必要がある情報

- 懸念事項として取り扱う上でGFCが最善である理由
- 人の健康や環境への影響（脆弱な人々、生物多様性・生態系、有毒・生態・環境的運命と挙動、ばく露データを考慮）
- ビジョンの達成における重要性、既存の対応、対応すべきニーズ
- SDGsの達成への貢献
- 分野横断性（分野レベルでの横断性を含む）
- 地域・国際レベルにおけるその他の機関での対応と、提案されたアクションとの関連性・補完性・重複
- 既存の知見、過去の関連活動、科学的不確実性、ギャップの要約
- 作業計画（ターゲット、指標、作業のタイムラインを含む）
- 潜在的なリード機関とマルチセクターステークホルダー・セクターによる関与の機会

ICCM5の決議概要 – EPIsとその他の懸念課題の今後の取り扱い（決議V/5）

□ 決議の概要

1. ICCM5前までの全てのEPIsとその他の懸念課題をGFCにおける懸念事項（IOC：Issues of Concern）として暫定的に移行し、次回国際会議でこれらの取り扱いを定めることを決定。
2. 全ての関連ステークホルダーに、EPIsとその他の懸念課題に関する取組を継続するよう奨励。
3. IOMCに対し、ステークホルダーと協議し、IOMCの報告書と懸念課題に関する評価報告書を考慮し、次回の会合で、以下を含む報告書を提出するよう呼びかけ。
 - a. EPIsとその他の懸念課題に関する進捗の更新及びこれらのGFCの目的やターゲットへの貢献
 - b. EPIsとその他の懸念課題にさらに取り組む機会の分析
 - c. 各EPIsとその他の懸念課題に関するIOCとしての今後に関する勧告（作業計画、ターゲット、指標等）

□ 今後の動き

- GFCの国際会議（2026年）でのEPIsとその他の懸念課題の取り扱いに関する議論に向けて、IOMCが関連報告書を作成。国際会議の前に開催される公開作業部会（2025年）でも本件を取り扱う可能性がある。
- 国内においては、引き続きEPIsとその他の懸念課題への対応を進めつつも、GFCのIOCとして定めるべき事項を検討し、さらに国際会議で採択されるIOCへの対応に向けた準備や採択後の取組が適宜必要。

EPIsとIOCの今後の取り扱いに関するステークホルダー調査の結果概要

□ 調査概要

目的

- SAICMのステークホルダーが、地方、国、小地域、地域または世界レベルで、EPIsとその他の懸念課題についての現在実施している取組に関する情報収集。
- EPIsやその他の懸念課題に関する情報交換のニーズを深める。

対象

- 回答期限：2022年7～8月（後に9月上旬まで延期）
- 質問票の送付：全てのSAICMフォーカルポイントにメールで送付

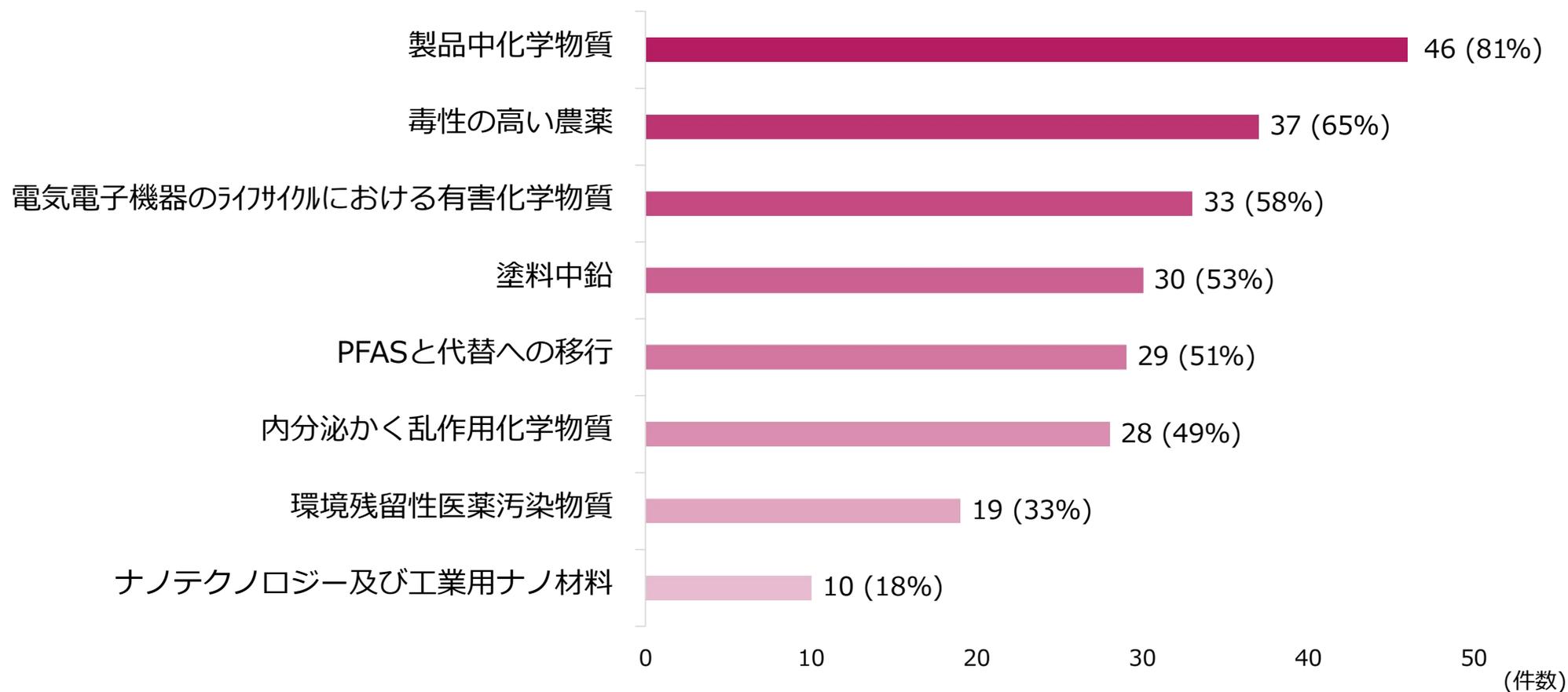
回答

- 計61件※の回答（政府、国際機関、非政府機関、民間部門、学术界、その他） ※一部重複あり
- 地域属性：アジア太平洋 11件、アフリカ 11件、西欧州及びその他 11件、南米 7件、東中央欧州 16件、その他 5件
 - 所属属性：政府 31件、NGO 23件、国際機関 2件、学术界 2件、民間部門 2件、その他 1件
 - 部門属性：環境 47件、保健 22件、農業 12件、ジェンダー 8件、民間部門 8件 他

EPIsとIOCの今後の取り扱いに関するステークホルダー調査の結果概要

出典： SAICM/ IP.4/INF37

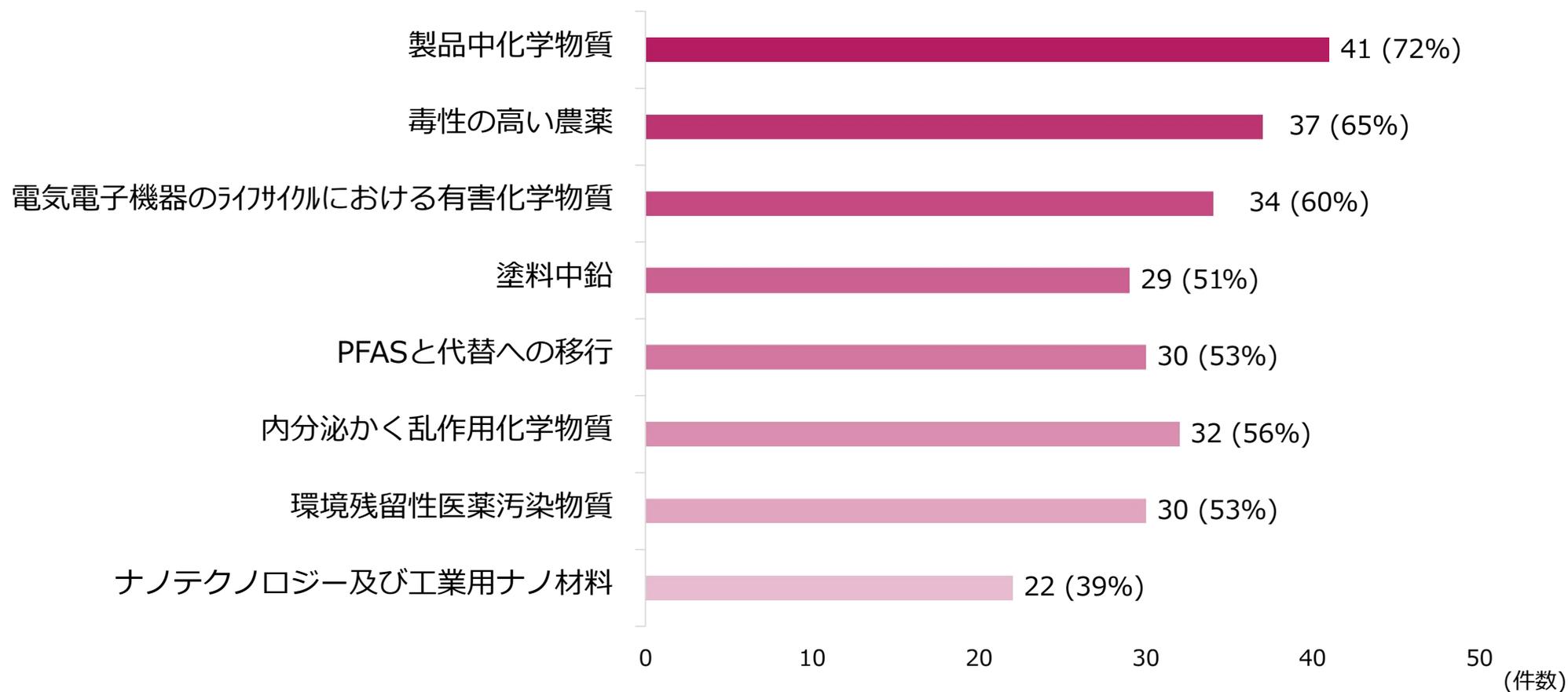
□ 調査結果概要：EPIsとその他の懸念課題に関する作業への関与状況



EPIsとIOCの今後の取り扱いに関するステークホルダー調査の結果概要

出典： SAICM/ IP.4/INF37

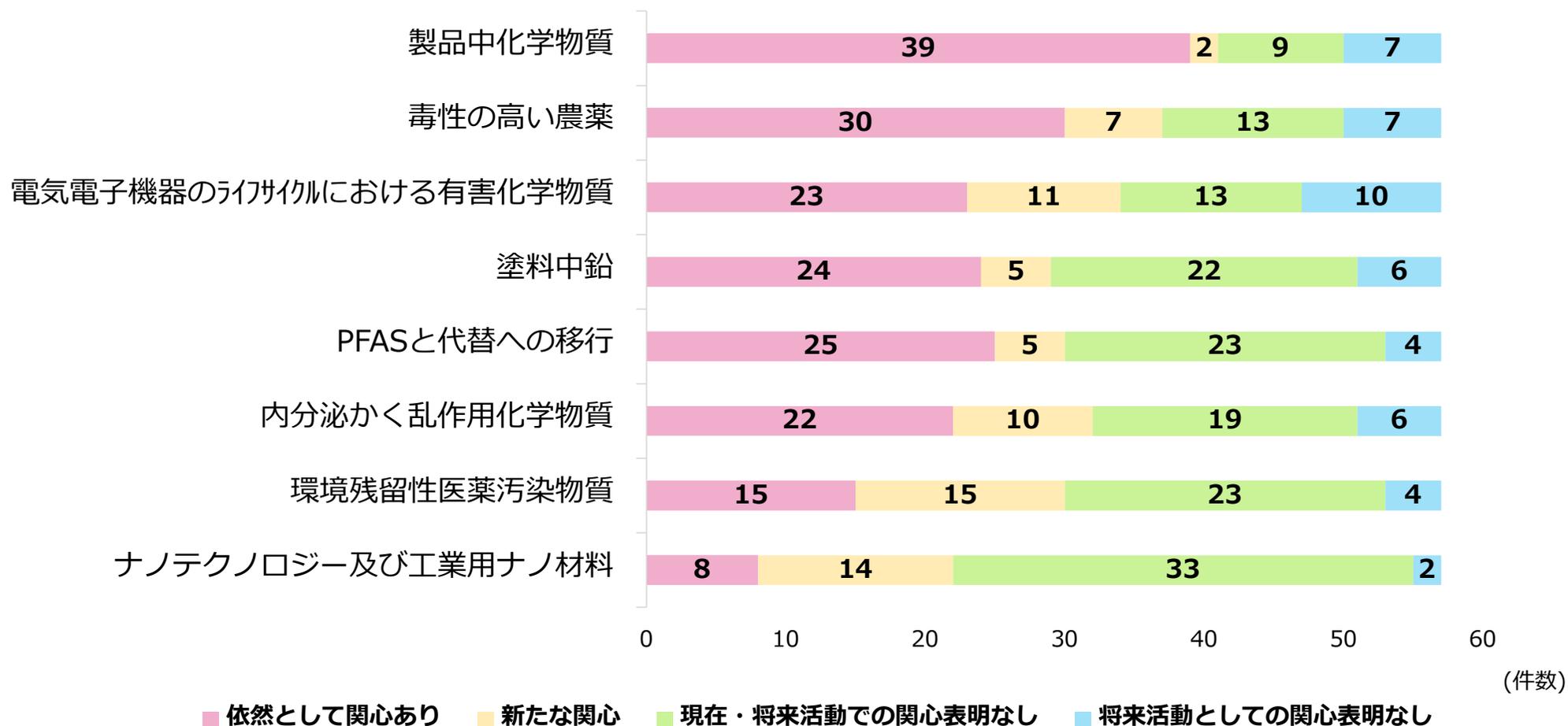
□ 調査結果概要：EPIsとその他の懸念課題に関する作業の継続への関心



EPIsとIOCの今後の取り扱いに関するステークホルダー調査の結果概要

出典： SAICM/ IP.4/INF37

□ 調査結果概要：EPIsとその他の懸念課題への関心度合い



第六次環境基本計画で言及されている懸念課題の例

- 第六次環境基本計画はGFCの戦略目的に対応する形で整理されており、そこで言及されている懸念課題の例を以下に示す。SAICMで取り上げられてきた新規政策課題や懸念課題に引き続き対応。

【PFAS】

- エコチル調査において健康影響に関する知見を集めるとともに、一般的な国民のばく露状況の経年変化等を把握するための血中濃度調査や環境モニタリングを実施。
- 得られた成果は必要に応じて関係省庁及び地方自治体等に周知・共有し、化学物質管理施策につなげられるよう連携。

【内分泌かく乱化学物質】

- EXTEND2022の下で、用いるべき試験法を完成させ、確立された新しい試験法を用いた試験・評価に乗り出すことも含め試験・評価を加速化。

【環境中に存在する医薬品等（PPCPs）】

- 環境中の生物に及ぼす影響に着目して生態毒性及び存在状況に関する知見を充実し、環境リスク評価を促進。

【ナノマテリアル】

- 環境リスクに関する知見の集積を図る。OECDが取り上げたアドバンスマテリアル等の新たな懸念物質群についても、知見を充実。

【プラスチック添加剤など】

- プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の議論の動向を注視。

【化学物質の複合影響評価】

- 物質の構造の類似性や作用機序の同一性に着目しつつ、知見の収集及び試行的評価の実施を進め、環境行政として化学物質の複合影響評価を行う上でのガイダンスを作成する。

【欧米で研究が進む新たな評価手法】

- QSAR、トキシコゲノミクス等の新たな評価手法の開発・活用については、海外で検討が進んでいる AOP（Adverse Outcome Pathway）も含め、OECDにおける取組に積極的に参加し、またその成果を活用しつつ、我が国においても、これら評価手法の開発・活用に向けた検討を引き続き精力的に推進する。

化学物質と廃棄物の懸念課題に関するステークホルダーの見解概説

- 2020年、UNEPは人の健康と環境に悪影響リスクを与える19の化学物質・廃棄物に関する懸念課題（Issues of Concern）についての報告書を公表。UNEA5（2022年）では、国際的なアクションを含む懸念課題に関する更なる取組の優先度等について、国連加盟国その他ステークホルダーからの見解を募集する決議が採択。
- 寄せられた見解等は「**化学物質と廃棄物の懸念課題に関するステークホルダーの見解概説**」として整理され、UNEA6に提出。

金属・半金属	ヒ素、カドミウム、鉛、塗料中鉛、有機スズ	<ul style="list-style-type: none"> 人・健康への甚大な悪影響を認識し、多くのステークホルダーが全ての物質について喫緊のアクションの必要性を強調。特に鉛やカドミウムを優先すべきとの意見もあり。 多くのステークホルダーが法的拘束力のある枠組みを提唱（左記全ての金属・半金属をカバー／優先順位付け）。関連するパートナーシップの設立提案もあり。
農薬	毒性の高い農薬、グリホサート、ネオニコチノイド	<ul style="list-style-type: none"> 多くのステークホルダーが国際的なアクションを支持。 有害性に関する根拠不足、代替への移行による経済的混乱、商業的利益考慮の指摘も。 多くのステークホルダーがラベル表示要件の改善を要求、国内で禁止された毒性の高い農薬を規制の緩い国へ輸出することへの懸念も指摘。
薬剤	環境残留性医薬汚染物質	<ul style="list-style-type: none"> 大多数が対応の優先度は高い／非常に高い課題と意見し、国際レベルでの協調的対応を求める意見もあり。可視性の欠如が大きな障壁になっているという意見も。
製品中化学物質	製品中物質、電機電子機器中の有害物質、内分泌かく乱物質、PFAS、マイクロプラスチック、フタル酸エステル、ナマリアル、ビスフェノールA、トリカサ	<ul style="list-style-type: none"> フタル酸エステル、ビスフェノールA、PFAS、トリクロサンは内分泌かく乱物質対策の一環として取り組むことが可能との意見が多くあり。 主な課題は、ラベル表示の不備による化学物質含有量に関する情報不足、GHSの不十分な実施、化学物質・製品のライフサイクル全体にわたる情報共有不足等。 Global Framework on Chemicals、化学物質・廃棄物・汚染に関する科学・政策パネル、プラスチック汚染対策条約での対応や、既存の法的拘束力のある措置での対応も可能。

→UNEA6（2024年）では、**鉛・カドミウム・ヒ素・有機スズ**に対処するための報告書の作成が決定

オーストラリアの国家GFC行動計画で言及されている懸念課題の例

- オーストラリア政府は、国家GFC行動計画（National Action Plan）を策定し、本年7月にGFC事務局に提出した。本計画は、オーストラリア気候変動・エネルギー・環境・水資源省（Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water）が中心となり、同国政府におけるGFCに基づく行動計画を5つの戦略目的、28のターゲットに基づいてまとめたものである。
- 当該計画の中で、独自の懸念課題を設定している。

【独自の懸念課題】

- オーストラリアで懸念されている課題には、**PFAS、アスベスト含有物質、シリカ粉塵**が含まれる。
- 連邦政府、州政府、準州政府は、PFASの環境と人体への影響を管理し、レガシーアスベストと現在進行中のクリソタイルアスベストの取引によるリスクに対処し、シリカ粉塵の有害性を理由に人工石の使用を禁止することに取り組んでいる。
- アスベスト、シリカに関しては、オーストラリアにおけるアスベストおよびシリカ関連疾患の撲滅とアスベスト・シリカ関連疾患に罹患した労働者等への支援を目的に、一連の戦略的行動と国家目標を実施するというコミットメントを表している。

